平成２６年（フ）第１９３１号
福岡県宗像市稲元７丁目14番５号
破産者　橋本　　浩
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４５号
福岡市南区大橋３丁目11番１―401号、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅東１丁目９番６―602号
破産者　藤井みゆき
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４１号
大分県別府市上人本町１番16号
破産者　松尾　重希
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２８号
沖縄県浦添市伊祖２丁目２番５―503号　サンチャイルドめぐみ
破産者　澤田加奈子
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３２９号
沖縄県浦添市牧港３丁目18番８号
破産者　渡口　善明
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６０号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字浜野41番地21
破産者　佐藤　龍二
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１４８３号
福岡市東区馬出４丁目５番13号
破産者　田中　文孝
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４１号
福岡市早良区小田部６丁目12番20―301号、前住所福岡市早良区小田部５丁目20番20号
破産者　村上　一孝
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４２号
福岡市早良区小田部６丁目12番20―301号、前住所福岡市早良区小田部５丁目20番20号
破産者　村上　幸子
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６６号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目13番31号
破産者　相場　清一
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６８３号
仙台市泉区上谷刈字向原７番地の61　ルックスタジアム101
破産者　太田　幸恵
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
秋田市仁井田本町４丁目２番43号　メゾンドイトーピア107号室
破産者　平川　則芳
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１９６号
茨城県鉾田市台濁沢253番地14
破産者　加藤みどりこと　謝　　碧霞
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８６号
山梨県南巨摩郡富士川町柳川1338番地１
破産者　堀口　浩司
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
愛知県安城市今池町１丁目23―８　マンション今池305藤墳佳子方、開始決定時の住所愛知県一宮市城崎通６丁目18番地６
破産者　宮田　雅士
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５８３号
兵庫県赤穂郡上郡町高田台５丁目７番７
破産者　岸本　正行
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１３６号
福岡市東区松島３丁目22番15―302号、破産手続開始申立時の住所福岡市東区香椎駅東３丁目14番15―406号
破産者　小原　國孝
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９５３号
福岡県飯塚市若菜185番地59
破産者　入江　修司
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５７号
大分市大字森町594番地の７
破産者　山内　久和
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係